

【様式1】「子ども・若者育成支援推進法に基づく対応方針」令和6年度実績点検表

令和6年度取組実績点検シート

	取組の方向	R6具体的な取組	課題	R7取組内容	担当局・課	
(2) 社会生活を円滑に営むことが困難な子供・若者の支援						
ア	子供と家庭に対する切れ目ない見守り・支援					
	○ 福祉と教育の情報共有など、就学前から、子供たちを多面的・継続的に見守り、予防的に支援する仕組みを構築します。	モデル4市町においてAIモデルを活用することで予防的に支援が必要な児童を新たに発見することができました。	既にリスクが顕在化し、市町において何らかの支援やフォローがなされているにも関わらず、AIモデルに基づくリスク値が低く表示される児童が一定数確認されました。	システム構築に時間を要したため、学校と福祉との連携について十分に成果が得られていない市町があることから、3市町において、システムを活用した予防的支援及び効果検証を継続するとともに、モデル事業の成果と課題を踏まえて、県の関与の在り方も含め、今後の方向性を検討します。	健康	子供未来応援課
	○ 専門職の確保や人材育成、市町へのアドバイザーの派遣等により、「子ども家庭総合支援拠点」の全市町への設置を促進します。	子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)と子育て世代包括支援センター(母子保健)の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関「市町子ども家庭センター」の設置が努力義務となりました。市町へアドバイザー派遣、研修を実施した結果、令和6年度末時点で17市町に設置されています。	専門職の確保が難しいといった事情により、6市町において市町子ども家庭センターが未設置となっています。	「市町子ども家庭センター」の効果的な運営を目指すため、児童福祉・母子保健の両機能の業務を俯瞰してマネジメントする「統括支援員」のスキルアップ及び未設置市町の開設促進を目的とした意見交換会や研修等を開催する見込みです。西部子ども家庭センターの市町支援担当職員によって、児童家庭相談対応に係る助言・指導も行います。	健康	こども家庭課
イ	不登校の子供等への支援					
	○ SSR (スペシャルサポートルーム)の整備や、フリースクールとの連携などを含めた、多様な学びの場の提供を通じて、学校・社会とのつながりが途切れないための居場所づくりを進めるとともに、個々の児童生徒の状況に応じた学習支援を充実させるなど、不登校等児童生徒に対応する支援を充実させます。	・不登校SSR推進校を42校(小11校・中31校)に拡充し、SSRの設置を広げるとともに、県教育委員会の指導主事が定期的に終日訪問してサポートしたことにより、各推進校において、児童生徒の実態に応じた支援が行われました。 ・県教育支援センター(SCHOOL“S”)は、引き続き、対面及びオンラインでの支援を実施しました。 ・県内の不登校等児童生徒を支援している団体等と学校、市町教育委員会及び県教育委員会の4者による情報共有会を開催し、関係機関との連携の在り方について意見交換を行い、不登校等児童生徒への支援の取組を共有しました。 ・SCHOOL“S”とのネットワーク構築のため、指導主事等が市町教育支援センターの訪問・協議をしました。	・不登校児童生徒が増加(R5年度10,764人。前年度比約1.2倍)しており、校内教育支援センターの機能をもつ教室の拡充に努めるとともに、推進校の取組の成果等の県全体への普及を一層推進し、新たな不登校を生じさせない取組を実施する必要があります。	・不登校SSR推進校を54校(小15校・中38校・義務教育学校1校)に拡充するとともに、国の補助事業を活用し、市町教育委員会の校内教育支援センター支援員の配置を促進します。 ・SCHOOL“S”における対面及びオンラインでの支援を継続するとともに、支援の在り方等の普及に向けて、研修等を実施します。 ・県内の不登校等児童生徒を支援している団体等との情報共有会を継続し、関係機関が連携した児童生徒への支援について交流・協議します。 ・SCHOOL“S”と市町教育支援センターとの連携体制を継続します。	教育	個別最適な学び担当
	○ SC及びSSWの人材を確保し、専門性の向上を図るなど、教育相談体制を充実させます。	・SCを全ての小・中学校に配置、派遣するとともに、全ての県立高等学校への配置及び要望に応じた特別支援学校への派遣を行い、教育相談体制の充実を図りました。 ・SSWについては、中学校区への配置校の拡充を行うとともに、拠点校方式により、全校を支援対象とできるよう、県立高等学校においても、配置の拡充等を行いました。 ・SC、SSWの専門性の向上を図るために、スーパーバイザー等を活用し、年間3回程度の連絡協議会等を開催しました。	・生徒指導上の諸課題が生起する背景要因に、適切に対応するための専門的知見や関係機関等との連携を踏まえた、チーム学校としての対応を、更に推進していく必要があります。 ・相談件数が年々増加していることに伴い、各学校から配置や配置時間数増の要望が増加しており、家庭環境の変化や心の問題等のより複雑化・多様化する課題に対応できるよう、更なる人材確保及び専門性の向上、配置時間数の見直しを行う必要があります。	・SCについては、全ての小・中学校及び県立学校に配置、派遣するとともに、県立学校の全日制と定時制の併設校については、配置時間数を拡充した配置とすることや、要望に応じた特別支援学校への派遣を行い、教育相談体制の充実を図ります。 ・SSWについては、引き続き、中学校区への配置校の拡充を行うとともに、拠点校方式により、全校を支援対象とできるよう、県立高等学校においても、配置の拡充等を行います。 ・各種機能団体に加え、大学等の関係機関等と連携し、幅広く福祉の専門家へ広報することにより、希望者の掘り起こしを図るとともに、退職教職員への働きかけ等を行うなどして、人材の確保を図ります。 ・SC、SSWの専門性の向上を図るために、スーパーバイザー等を活用した学校訪問や相談活動、年間3回程度の連絡協議会等を開催します。	教育	豊かな心と身体育成課
ウ ひきこもりの子供・若者、若年無業者(ニート)への支援						
	○ ひきこもりの早期発見、早期支援につなげるため、民生委員・児童委員など地域において支援に携わる方に、ひきこもり相談支援センターの業務内容の周知を図るほか、18歳以上を対象とする、ひきこもり相談支援センターと学齢期の長期欠席に対する情報の共有方法について、検討を進めます。	ひきこもり相談支援センターにおける研修会等の開催や講演会出席、ホームページ・チラシ等での情報発信や、「民生委員・児童委員活動の手引」へのひきこもり相談支援センターに関する情報の掲載により継続的に周知を図りました。	各ひきこもり支援関係者へひきこもり相談支援センターの業務内容を周知し、早期発見、早期支援につなげられるよう引き続き取り組む必要があります。	引き続き、ひきこもり相談支援センターの業務等については、ホームページやチラシ、各種研修会等で各関係機関に対して継続的に周知を図ります。	健康 教育	疾病対策課 (個別最適な学び担当)
	○ ひきこもり相談支援センター等で相談支援を行う職員に対する実践的な研修等により、人材育成・確保に取り組むほか、ひきこもり相談支援センターと関係機関による連絡協議会の開催などにより、関係機関の連携強化に取り組めます。	・総合精神保健福祉センターにおいて、ひきこもり支援従事者を対象とした研修会を開催し、人材育成に取り組ましました。 ・ひきこもり相談支援センターと関係機関による連絡会議を開催し、取組の共有及び困難事例の検討を行いました。	・ひきこもりの状態にある本人及びその家族等に必要な支援が適切に提供されるために、研修等による人材育成及び関係機関による連絡協議会を継続して実施する必要があります。	・ひきこもり相談支援センター等で実践的な研修等を継続して実施し、人材育成に取り組めます。 ・引き続き、実務者会議や連絡協議会を開催し、関係機関との連携強化を図ります。	健康	疾病対策課
	○ 高校中途退学者を含むニートの就業促進を図るため、広島地域若者サポートステーション(若者交流館)において、本人や家族への相談支援や、職場見学・作業体験、関係機関との連携の推進を図るほか、ひろしましごと館において、キャリアコンサルティングなど、若者の職業的自立に向け、きめ細やかな支援を推進します。	・若者交流館では、関係機関等と連携を図りながら、窓口での相談や職業ふれあい機会の提供などを通じて相談者の早期の自立を促進してきました。 ・ひろしましごと館では、県HP、リーフレットなどによる広報や、市町等が主催する合同企業説明会にて出張相談を実施するとともに、きめ細かいキャリアコンサルティングや情報提供等の充実を図り、就職へ向けての取組を進めました。	支援を必要としている方に対して引き続き個別ニーズに応じた丁寧な相談対応を行う必要があります。	令和7年度から「ひろしましごと館」と統合した相談窓口である「働きたい人全力応援ステーション」をはじめ、新卒応援ハローワークなどの関係機関と連携を深めながら、きめ細かな就業支援を推進します。	商工	雇用労働政策課
	○ 生活困窮者自立支援制度に基づく事業について、市町への助言や好事例の情報共有などにより、円滑な事業実施と任意事業の実施を促進します。	制度が適切に運用されるよう、市町へ随時助言を行っています。また、市町担当職員等を対象に事業の円滑実施と実施促進を目的とした研修会を開催し、好事例などの情報共有を図りました。	必要な方に必要な支援が届くよう、任意事業の実施促進及び事業従事者の資質の向上などについて引き続き取り組む必要があります。	研修の実施などにより事業従事者の資質の向上を図ります。また、研修などの機会を活用しながら取組事例などを情報共有し、円滑な事業実施と任意事業の実施を促進していきます。	健康	社会援護課
	○ 「子ども・若者支援協議会」を活用し、保健医療、教育、福祉、雇用といった個別分野の枠を超えた情報共有や連携・協力の促進、構成団体における支援内容の充実を図る取組を推進します。	・支援機関・団体を掲載している支援機関マップの広報を行い、構成員相互の情報共有やネットワーク化の支援を行いました。 ・実務者会議を通して、支援者・支援機関相互の連携の促進を図りました。 ・支援に携わる方等を対象として、経験豊富な支援者を招き、講習会を開催し、人材育成支援を行いました。	不登校、ひきこもり、ニート、非行等、子供・若者が抱える困難については、相互に関連する場合や、複合的に困難を抱える場合もあること、また、年齢階層で途切れることなく支援を行う必要があることから、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等、関係分野の支援を適切に組み合わせた支援を実施する必要があるため、より一層、分野の枠を超えた支援機関・団体相互の連携を図っていく必要があります。	支援機関・団体のニーズ等を踏まえた実務者会議及び講習会を開催し、支援の充実につながるよう、支援機関・団体相互の情報共有や連携の促進を図ります。	環境	県民活動課
エ 非行防止・立ち直り支援						
(共通)						
	○ 学校や地域との連携強化により、小・中学生に対し、社会生活におけるマナーとルールを守るという規範意識の醸成を図ります。	・学校等関係機関と連携した犯罪防止教室や少年警察ボランティアの活動、少年サポートセンターを中心とした立ち直り支援活動等により、子供の規範意識の醸成を図りました。	・非行少年総数が増加している現状にあり、次代を担う子供の健全育成を図るため、今後も、低年齢の子供に対する規範意識の醸成を図る取組を継続する必要があります。	・少年の規範意識を醸成するため、学校と連携した犯罪防止教室の実施や少年警察ボランティアによる学校担当制の充実を図るとともに、少年サポートセンターを中心とした立ち直り支援活動を推進します。	警察	少年対策課
	○ 少年サポートセンターを中心として、継続補導や、少年サポートルームの開催など、各種立ち直り支援を継続的に実施し、効果的な再非行防止対策を推進していきます。	少年サポートセンターを中心とし、継続補導、学習支援や体験活動等を行う少年サポートルームの開催、サポート会議の実施など各種立ち直り支援活動を継続的に実施し、再非行防止対策を継続実施しました。また、少年サポートセンターひがしひろしま準備室の警察施設外移転に向け関係各所との準備調整を図りました。	非行少年の検挙補導総数、刑法犯少年の再犯率が増加している現状から、継続補導等の取り組みを進める必要があります。また、非行少年総数の約5割を中学生以下が占めているため、低年齢層に向けた積極的な働きかけを進める必要があります。	・引き続き、少年サポートセンターを中心として、継続補導や、少年サポートルームの開催など、各種立ち直り支援を継続的に実施します。 ・さらに効果的な再非行防止対策を推進するため、9月1日少年サポートセンターひがしひろしまを警察施設外に開設します。	警察	少年対策課
	○ 広島県青少年健全育成条例に基づき、青少年に有害な環境の改善を図るため、立ち入り調査や広報啓発活動を推進します。	条例に基づき、書店、コンビニ、ゲームセンター、カラオケ、ネット通信機器の取扱店等への立入調査を県内648か所で実施するとともに、自主規制の実施状況等の調査・指導を実施しました。	ゲームソフト等に関し、一部店舗において、区分陳列や店員への条例周知が徹底されていない状況があります。また、店舗などに加え、インターネット利用においても、青少年を有害な環境から守るための取組を推進する必要があります。	市町と連携した店舗への立ち入り調査や業界団体への働きかけ等を通じて、事業主への改善指導や啓発を行います。	環境	県民活動課
	○ (公社)青少年育成広島県民会議や市町などと連携し、非行防止などに関する啓発活動を推進します。	7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」及び11月の「秋のこどもまんが月間」にあわせ、青少年の非行防止と保護やあいさつ・声かけ運動等の推進のための啓発を市町や青少年育成団体と協働して、集中的に実施しました。	若年層のコミュニケーションツールとして、SNSが広く普及するなど、青少年を取り巻く環境の変化を踏まえた効果的な広報啓発を推進する必要があります。	7月及び11月の月間行事にあわせ、市町や青少年育成団体と連携した取組や、街頭啓発、ポスター、ホームページ、SNSを活用した広報啓発を行います。	環境	県民活動課
	○ 再非行を防止するため、就労体験などの取組により、実際の雇用につながる協力雇用主の確保や、一般就労が困難な少年を福祉的支援につなぐ取組について検討します。	・就労が困難な状況にある刑事司法手続終了者に対する伴走型の就労支援・職場定着支援を実施しました。 ・修学支援として、少年院において高等学校教育の機会が提供できるよう、高等学校の授業料等支援制度について周知しました。	・就職支援期間中に出奔する者が一定数いるため、就職率の向上に向けて改善策を検討していく必要があります。	・関係機関と連携し、事業の課題や改善方法等について検討を進めます。	環境	県民活動課

(教育関連)					
	○ 課題を抱える学校に対し、スクールサポーターを配置し、校内における児童・生徒の問題行動に対する指導・助言や、児童・生徒からの相談に対応することにより、児童生徒が安全に、安心して学べる教育環境を確立し、少年犯罪等の防止、及び青少年の健全育成を推進します。	・学校とスクールサポーターがそれぞれの役割に応じてより有効な取組を進めていくことができるよう、日常的な学校との情報交換に加え、生徒指導部会等に出席し、学校の取組や指導方針、課題のある生徒の状況などを共有するなど、児童生徒個々の実態に係る情報連携を図りました。	・スクールサポーターの役割を校内組織で共有し、生徒指導上の諸課題の未然防止のために、効果的な活用につなげる必要があります。 ・家庭の経済状況や家族関係が変化し、児童生徒が抱える課題が一層多様化・複雑化しており、警察をはじめとした関係機関との連携を図り、それぞれの立場による専門性を生かした適切な対応や支援を行って行く必要があります。	・生徒指導上の諸課題の未然防止のために、スクールサポーターを効果的に活用することができるように、学校の取組や指導方針、課題のある生徒の状況などを共有するなど、児童生徒個々の実態に係る情報連携を充実させます。また、スクールサポーターの専門性を生かし、学校と連携して面談等や問題行動の再発防止の充実を図ります。	教育警察 豊かな心と身体育成課 (少年対策課)
	○ 市町におけるスクールサポーターの配置拡充に向けた働きかけを推進するとともに、スクールサポーターの運用がより効果的なものとなるよう学校との連携強化を図ります。	・市町へのスクールサポーターの継続配置に向けた働きかけを行うとともに、学校・教育委員会と連携し、スクールサポーターの効果的な運用を図りました。	・引き続き、継続配置に向けた働きかけと効果的な運用を図る必要があります。	・市町へのスクールサポーターの継続配置に向けた働きかけを実施するとともに、課題を抱える学校との連携を強化し、スクールサポーターによるいじめの未然防止・早期発見や非行防止を目的とした見守り活動など、各学校の現状や要請に応じてスクールサポーターの効果的な運用を図ります。	教育警察 (豊かな心と身体育成課) 少年対策課
	○ 公立学校において、非行防止教室を実施し、児童生徒が犯罪の被害者にも加害者にもならないよう、児童生徒の非行防止に係る指導の充実を図ります。	・児童生徒が被害者にも加害者にもならないようにするため、各小・中・高等学校における非行防止教室等において、警察や携帯電話会社等の外部講師を招き、違法投稿や自画撮り被害等、SNSの適切な活用についての講話を行うことや、全国的に報道された事例に触れるなどの工夫を図りながら、取組の充実を図りました。	・SNSをはじめ、児童生徒が巻き込まれる犯罪や非行の実態も多岐にわたるため、関係機関と連携を図りながら、取組を進める必要があります。	・引き続き、複雑化・多様化する児童生徒を取りまく実態に応じた指導や支援が行えるよう、関係機関と連携し、非行防止教室のテーマに応じた専門性の高い講師を招聘するなど、取組内容の充実を図ります。	教育警察 豊かな心と身体育成課 (少年対策課)
(児童家庭福祉関連)					
	○ 広島学園の入所児童の自立を支援するため、関係機関と連携して自立に向けた生活支援や学習支援と合わせて行動様式を学ぶプログラムを実施し、社会適応をサポートします。また、義務教育終了後に支援を要する子供の生活の安定と自立を支援する「自立援助ホーム」について、圏域や地域の児童人口に配慮して、設置を促進します。	・関係機関と連携し、生活支援、学習支援および行動様式を学ぶプログラムを実施 ・児童自立生活援助事業の実施について児童養護施設等に勧奨し、取り組んでいます。(Ⅱ型：2件、Ⅲ型：2件)	・入所児童の課題解決および社会適応のサポートを継続する必要があります。 ・各地域に設置された自立援助ホームや児童養護施設等で実施される児童自立生活援助事業により、子供の生活の安定と自立を支援していく必要があります。	・関係機関と連携し、生活支援、学習支援および行動様式を学ぶプログラムを実施します。 ・自立援助ホームの運営支援と、児童自立生活援助事業の実施に関する児童養護施設等への勧奨を実施します。	健康 こども家庭課
(薬物関連)					
	○ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動やヤング街頭キャンペーン、薬物乱用防止教室等により、普及啓発活動を推進します。	啓発ポスターの掲示、リーフレットの配架、国連募金への協力等、薬物乱用防止啓発活動を実施しました。	若年層の大麻や市販薬の乱用やが拡大しているため、薬物乱用の危険性について若者に正しい情報を啓発する必要があります。	近年、薬物事犯、特に大麻の検挙人員が増加しているため、引き続き違法薬物の危険性・有害性、薬物乱用への勧誘に対する対応方法などを周知します。また、全国でも問題となっている市販薬乱用についても、薬物乱用防止教室などで啓発を行います。	健康 薬務課
	○ 関係機関・団体と緊密な連携を図り、相談支援、依存者への個別専門指導、支援人材の育成などを進めるとともに、県内の関係医療機関の薬物依存治療の現状把握を行い、依存症者の受け入れ促進に向けた検討を行います。	相談員による個別相談及び月一回依存症専門医師相談、県内2か所で月一回の家族教室実施、県福山庁舎での出張相談、支援者・当事者家族向け研修会の実施、少年矯正施設や保護観察所等関係機関への技術支援、国立精神・神経医療研究センターの研究協力、回復施設の連携を行いました。	当事者・家族が相談のできる県内支援機関が依然少ないため、通いやすい相談先を確保していく必要があります。	関係機関・団体との連携をより緊密にし、当事者・家族の相談支援に対して回復プログラムの取組を支援します。	健康 薬務課
(3) 地域社会における支え合いの推進					
	○ 地域住民と民生委員・児童委員、企業・ボランティア、NPO、まちづくり協議会等、多様な主体が連携・協働して、住民の抱える課題の重篤化の抑制やコミュニケーションの増加、共助による支え合いを進めます。	・様々な福祉的課題の潜在化・深刻化に至る共通点等を調査し、その特徴や兆し等の共有と支援につなげる普及活動等を特定の地域でモデル的に実施しました。 ・専門支援員を配置して、地域主体の課題解決活動や相談機関のネットワーク化を図る研修の開催、訪問協議による助言・フォローアップ等の市町支援を実施しました。	「住民間」、「住民と専門職」、「専門職間」等が連携・協働する包括的な支援体制づくりを促進するための市町職員や社会福祉協議会職員等を対象とした研修会の開催や、市町訪問による助言等支援に取り組んだ結果、「包括的な相談支援体制の構築に着手した市町数」は昨年度より2市町増え、22市町となったが、包括的な支援体制づくりを位置付けた地域福祉計画の策定について、調整に時間を要している町があり、目標は未達となりました。引き続き、市町訪問による支援等を行い、包括的な相談支援体制の構築に着手するよう働きかけを行う必要があります。	○ 様々な福祉的課題の潜在化・深刻化に至る共通点や特徴・兆し等を地域内で共有して、住民同士が課題に気づき・支援につなげる地域主体の支え合い活動を特定の地域でモデル的に実施します。 ○ 専門職間・相談支援機関間の連携や地域内のつながりづくりを一層促進するため、市町等向けの研修開催については、地域に身近な圏域単位でのチーム受講を働きかけるとともに、市町へ訪問し、協議・情報共有等を進め、引き続き、包括的な支援体制の構築に向けた市町支援に取り組めます。	健康 地域共生社会推進課
	○ 地域の見守り活動の推進、民生委員・児童委員の確保、地域の担い手の養成など、見守り合い・支え合いの推進に取り組めます。	・民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりに向け、広く県民等に対して、地域住民や各種相談機関等の専門機関等にとって重要な役割を担っていることや、その活動内容などについて普及啓発し、引き続きなり手不足の解消を図ります。 ・県民生委員児童委員協議会主催の県大会等や地区民生委員児童委員協議会が行う研修会等の支援を行い、民生委員・児童委員の質の向上を図ります。	・地域課題が複雑・多様化し、民生委員・児童委員の役割や負担が増す中、企業等の定年年齢の延長、過疎化・高齢化する地域での適任者の不在などにより、依然としてなり手不足が課題となっています。	・民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりに向け、広く県民等に対して、地域住民や各種相談機関等の専門機関等にとって重要な役割を担っていることや、その活動内容などについて普及啓発を行います。 ・働く世代が民生委員・児童委員として参加しやすくなるよう、企業に対して民生委員・児童委員の活動内容の周知や支援体制の構築について啓発文を送付し、引き続きなり手不足の解消を図ります。 ・県民生委員児童委員協議会や地区民生委員児童委員協議会が行う研修会等の支援を行い、民生委員・児童委員の質の向上を図ります。	健康 こども家庭課 地域共生社会推進課
(4) 安全・安心なインターネット利用環境づくり					
	○ 外部の専門団体とのさらなる連携を図り、効果的な違法・有害情報に対する取り締まり、捜査を実施するとともに、サイバー防犯ボランティア等の関係機関と連携し、学生・児童・保護者・教員等に対する被害防止教室の開催等による広報啓発活動を推進します。	・サイバー防犯ボランティアと連携し、サイバー防犯教室の開催を通じて、インターネットの適切な利用等の啓発活動を推進しました。 ・学校において、通信事業者と連携したインターネットに特化した犯罪防止教室を開催し、インターネットの適切な利用等の啓発活動を実施しました。	・インターネットの普及に伴い、違法・有害情報に接する機会が増えています。この状況を改善するため、取締りや広報啓発活動を推進する必要があります。	・サイバー防犯ボランティアと連携し、サイバー防犯教室の開催やSNSを利用した広報啓発活動の推進に取り組めます。 ・通信事業者と連携したインターネットに特化した犯罪防止教室を開催し、児童等が被害に遭わないための広報啓発活動を推進します。	警察 サイバー犯罪対策課 少年対策課
	○ インターネット上で、援助交際を求める等の不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起メッセージ等を投稿して広報啓発を行うとともに、書き込みを行った少年を補導し、少年や保護者に直接注意や指導を行うことにより、福祉犯の被害を未然に防止します。	・サイバー防犯ボランティアと連携してサイバーパトロールを実施し、発見した違法・有害情報について、SNS事業者等に削除を依頼しました。 ・サイバーパトロールによりインターネット上で援助交際を求める等の不適切な書き込みに対して注意喚起メッセージを投稿し、福祉犯の未然防止に努めました。	SNSに起因した子供の犯罪被害やインターネット上の違法・有害情報の書き込みは依然として発生しています。このため、サイバーパトロールを強化し、被害の未然防止対策をさらに推進していく必要があります。	・インターネット上の違法・有害情報の書き込みに対して、サイバー防犯ボランティアと連携し、サイバーパトロールを実施します。 ・サイバーパトロールを実施し、インターネット上で援助交際を求める等の不適切な書き込みに対して、注意喚起を行い、福祉犯の未然防止に努めます。	警察 サイバー犯罪対策課 少年対策課
	○ 「携帯電話等に係る啓発活動推進会議」を開催し、スマートフォンやインターネットに係るトラブルへの対応等について、関係機関と意見共有し、今後の児童生徒への指導の在り方等を協議します。	・PTAなどの関係団体と連携を行い、入学式やPTA総会などの様々な機会をとらえて、一人1台端末の利用を含めたインターネットに関する啓発を行うなど、インターネットの適切な利用等について、関係団体等と情報共有を図ることや、児童生徒とともに家庭への支援の充実にも努めました。	SNSへの投稿によるいじめ、誹謗中傷やプライバシーの侵害等様々なトラブルが発生しており、携帯電話等やインターネット利用の危険性等を周知する指導を継続する必要があります。	・スマートフォン等の使用における課題について、引き続き、具体的な状況を把握し、関係団体との情報共有を図ることで、いじめや性犯罪被害の未然防止に向けた指導や支援の充実を図ります。	教育 豊かな心と身体育成課
	○ 中学校の入学説明会等の機会をとらえ、保護者を対象とするフィルタリング利用や家庭でのルール作りを推奨する犯罪防止教室を開催する等、インターネットの適切な利用や自画撮り被害などインターネット利用に起因する被害の防止に関する広報啓発活動を推進します。	・子供及び保護者への啓発のため、県内の中学1年生及び小学4年生全員に自画撮り被害防止やインターネット適正利用に関する啓発資料の配付を行いました。 ・国や広島市と連携し、インターネット適正利用に関するセミナーを開催しました。 ・広島県青少年健全育成条例を改正し、性的な画像等の提供要求行為の禁止や淫行・わいせつ行為の勧誘等の禁止について規定し、県内の小学5年生から高校3年生全員にチラシを配布したほか、教育関係者等にも周知しました。あわせて、フィルタリングの利用促進に係る規定も整備し、チラシを作成し、携帯電話事業者等に周知を図りました。 ・中学校の入学説明会等の機会を捉え、保護者を対象としたフィルタリング利用や家庭でのルールづくりを推奨する啓発活動を実施し、「フィルタリング」利用の必要性を記載した広報啓発用チラシを配布しました。	・インターネット利用の低年齢化を踏まえ、インターネット利用に係る被害等から子供を守るため、関係機関と連携し、保護者への啓発を強化するなど、インターネットの適正利用に関する啓発を効果的に実施していく必要があります。	・啓発資料の配布やセミナーの実施等により、子供の発達段階に応じたフィルタリングの利用促進や家庭のルール作り等に関する啓発活動を引き続き実施します。 ・犯罪防止教室や入学説明会等のあらゆる機会をとらえて、インターネットの適切な利用やフィルタリング普及促進のための啓発活動を推進します。 ・マツダスタジアムのオーロラビジョンを利用したフィルタリングに関する広報を行うなど、インターネットの利用に係る被害防止に向けた広報活動を実施します。	環境警察 県民活動課 少年対策課